第5回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

資料4-3

軽井沢スキーバス事故後の貸切バス旅行の安全確保の取組について

令和2年8月20日(木)

一般社団法人全国旅行業協会



1. 全旅協旅行災害補償制度への「重大事故支援特約」の導入と運用

- ・平成30年4月から全旅協は、会員向けの全旅協旅行災害補償制度に「重大事故支援特約」制度を構築し、万一重大事故が発生した場合において、旅行業者による被災者・ご家族への対応等について専門家による支援制度を導入し運用しています。
- ・重大事故発生時の対応は、その旅行を企画・実施する旅行業者が責任をもって行うものであることは言うまでもありませんが、この制度の活用により、会員旅行業者の事故対応能力を高め、旅行の安全安心の向上につながるよう、引き続き会員の指導に努めて参ります。
- 2. 旅行業務取扱管理者への貸切バスの安全対策・運賃制度の研修の 実施
- ・平成30年1月から施行された旅行業法の一部改正により、旅行業者はその選任した旅行業務取扱管理者について、定期研修を受講させることが義務付けられました。
- ・このため、全国旅行業協会は法改正後の平成30年1月末から定期研修を開始し、毎年、旅行業法令・通達、旅行業約款等についての講義とともに、「貸切バスの安全対策・運賃制度」についての講義を実施しています。(講義内容等は、次頁参照)

[講義内容]

- ・貸切バスの安全対策の経緯
- ・貸切バスの運賃・料金制度の内容
- ・安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
- ・旅行広告・取引条件説明書面への貸切バス会社名の表記
- ・貸切バス関係通達・資料集等

〔定期研修修了管理者数〕

・平成29年度(平成30年1月~3月) 1,360名

・平成30年度(平成30年7月~平成31年2月) 2,521名

・令和元年度(令和元年7月~令和2年2月)2,641名合計 6,522名

以上